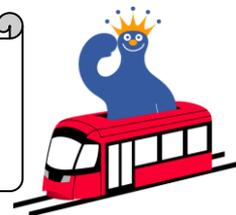


射水市サテライトオフィス等 開設支援事業補助金について



本市内でのサテライトオフィス等の設置を促進し、新たな雇用及び税収を創出するとともに、多様な働き方を実現し、本市への新たな人の流れを生み出すことを目的に、県外企業が本市にサテライトオフィス等を設置する場合に要する経費を支援します。

1. 補助内容

補助事業の種類	補助対象者	補助対象経費	補助率	限度額
開設事業	<ul style="list-style-type: none"> 申請時点で3年以上継続して事業を行っており、設置後3年以上運用する事業者 サテライトオフィス等に役員又は従業員を1人以上置く事業者 	サテライトオフィス等に係る改修、購入又は新築に要する経費	1/2 以内	100 万円
運営事業		<ul style="list-style-type: none"> 賃借料（敷金、共益費等を除く） 通信費（通信回線利用料に限る） 機器使用料 ※最大2年分 	1/2 以内	月額 5 万円
		<ul style="list-style-type: none"> 人件費（市民を新たな雇用又は従業員が市内に転入した場合（いずれも6か月以上継続すること）） ※最大2年分 	10/10 以内	月額 5 万円
視察事業	<ul style="list-style-type: none"> 3年以上継続して事業を行っており、サテライトオフィス等の設置を検討している事業者 	<ul style="list-style-type: none"> 出発地から本市までの交通費（タクシーを除く） 宿泊費（本市内の宿泊施設に限る） ※役員及び従業員3名分まで 	1/2 以内	1人あたり 2 万円
お試し事業		<ul style="list-style-type: none"> 県外居住の従業員を使用し、サテライトオフィス等を一時的に設置する場合 賃借料（敷金、共益費等を除く） 通信費（通信回線利用料に限る） 機器使用料 事務所等執務環境の移転費用 ※7日以上～93日分まで 	10/10 以内	20 万円

※ 視察事業については、交付決定から2か年以内に本市に開設した場合、残りの1/2を交付する。

2. 注意事項

- 補助金交付申請を行うには、事前に事業の指定申請を行い、指定決定を受ける必要があります。
- 富山県内に本店を有する法人または個人事業主は対象となりません。
- サテライトオフィス等には、本店または本店機能の一部を持たせる必要があります。
- 従業員は雇用保険法に規定する被保険者である必要があります。

3. 申請方法

補助要綱に基づき、申請書類を作成し提出してください。

(1) **指定申請**に関する提出書類

- ①会社概要、定款、登記事項全部証明書及び直近の3事業年度の財務諸表（法人のみ）
- ②業務内容が確認できる資料、住民票の写し及び直近の3事業年度の所得を示す書類（個人のみ）
- ③サテライトオフィス等の賃貸契約書又は売買契約書の写し
- ④補助対象経費に係る見積書又はこれに準ずる書類の写し（視察事業及びお試し事業を除く）
- ⑤市税完納証明書（本庁舎、各地区センターで取得できます）
- ⑥従業員名簿

(2) **補助金交付申請**に関する提出書類

上記（1）により指定決定を受けた事業者のみが申請可能となります。

- ①補助対象経費を証する書類
- ②サテライトオフィス等の完成写真
- ③従業員名簿
- ④従業員の住民票及び雇用保険被保険者証の写し（新規雇用者に限る。）

※随時申請を受け付けていますが、予算の都合上、予告なく受付を終了することがあります。

4. 提出・お問い合わせ先

〒939-0292 富山県射水市小島 703 番地
射水市役所 商工企業立地課 企業立地係
メールアドレス : kigyoun@city.imizu.lg.jp

TEL : 0766-51-6675 FAX : 0766-51-6690